

令和 8 年度

野迫川村一般廃棄物処理実施計画

目次ページ番号

1	総則	3
	(1) 実施計画の目的	3
	(2) 実施計画の期間	3
	(3) 実施計画の区域	3
2	一般廃棄物処理基本計画の目標値	3
	(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標	3
	(2) 現状と目標	3
3	一般廃棄物処理実施計画	4
	(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体	4
	(2) 一般廃棄物処理業の状況	5
	(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策	5
	(4) 収集運搬計画	5～7
	(5) 中間処理	8
4	生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画	9
	(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体	9
	(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の状況	9
	(4) 収集運搬計画	9

Ⅰ 総則

(1) 実施計画の目的

野迫川村一般廃棄物処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、令和8年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(3) 実施計画の区域

野迫川村全域

2 一般廃棄物処理基本計画の目標値

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

野迫川村一般廃棄物処理基本計画（令和5年4月策定）で定める令和14年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

令和3年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和14年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

■ ごみ搬入量を約34%減量

(2) 現状と目標

	基準年度 令和3年度 (実績)	中間目標 令和9年度 (目標値)	最終目標 令和14年度 (目標値)
人口	346人	290人	232人
ごみ搬入量	103,254 kg	85,700 kg	68,148 kg
令和3年度比	100%	83%	66%
1人1日当たり	817g	810g	804g

※令和3年度の人口は、年度末の実績値。その他は各年度末の推計値。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

分別の区分及び該当物	収集運搬方法 ※注 2
<u>燃やせるごみ</u> 生ごみ、紙くず、布製品、 プラスチック製品等	月 4 ～ 5 回収集
<u>燃やせないごみ</u> ガラス、傘、鏡、陶磁器類、ビン、 ポリタンク等	月 1 回収集
<u>缶、ペットボトル</u> アルミ缶、スチール缶、ペットボトル	月 1 回収集
<u>資源ごみ</u> 段ボール、新聞紙、雑誌、 牛乳パック、金属類、小型家電	月 1 回収集
<u>有料ごみ</u> 指定の袋に入らない大きさのもの (特殊ごみを除く) たんす、ソファ等	年 2 回収集
<u>特殊ごみ</u> 電池、温度計、蛍光灯	年 2 回収集

(2) 一般廃棄物処理業の状況（令和8年3月31日現在）

収集運搬業

処理する廃棄物の種類	件数
浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物	2

処分業

処理する廃棄物の種類	件数
可燃ごみ	1
不燃ごみ	1
資源ごみ	1

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

取組	具体的な内容
ごみカレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。

(4) 収集運搬計画

・収集運搬する廃棄物の量

（令和6年度実績）

種類	村収集
燃やせるごみ	52,000 kg
燃やせないごみ	27,000 kg
粗大ごみ	1,000 kg
資源ごみ	15,000 kg
合 計	95,000 kg

・収集運搬に係る施設・ごみ収集事業者

名 称	野迫川村森林組合
所 在 地	野迫川村大字北股 3 6 番地
収 集 区 域	野迫川村全域
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、缶・ペットボトル、有料ごみ、特殊ごみ

・家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。また、収集する日時については村長が別に定める。

種類	収集方式	排出方法
燃やせるごみ	ステーション収集とする。	村指定のごみ袋に入れて排出する。おむつの汚物は取り除くこと。
燃やせないごみ	ステーション収集とする。	村指定のごみ袋に入れて排出する。割れ物は新聞紙等で包み危険物と書いて排出する。
缶・ペットボトル	ステーション収集とする。	洗浄し、専用のかごに入れて排出する。カセットボンベは必ず穴をあける。
資源ごみ	ステーション収集とする。	古紙類は種類別に紐でくくって排出する。 金属・小型家電は中が見える透明の袋に入れて排出する。刃物類は新聞紙等で包み、危険物と書いて排出する。
有料ごみ	ステーション収集とする。	収集時間に収集場所へ持参する。品物や大きさに料金が変わる。
特殊ごみ	ステーション収集とする。	排出品目別に分け中が分かるように透明の袋に入れて排出する。割れ物がある場合は割れないように包んで排出する。

・ 村が収集しない一般廃棄物の処理方法

区分	品目の例示	処理方法
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物	①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機	販売店に引取りを依頼するかリサイクル券を購入し指定引き取り場所に持ち込む。
収集しないごみ	・ 灰 ・ ドラム缶 ・ 消火器 ・ 薬品 ・ 在宅医療機器 ・ パソコン ・ 廃油 ・ タイヤ ・ 塗料 ・ バッテリー ・ 土 ・ ガスボンベ ・ 農業用機械類	排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。

(5) 中間処理

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

・ 中間処理施設

名 称	南部環境開発株式会社
所 在 地	奈良県磯城郡田原本町千代５８０―４
処 理 方 法	粉碎
操 業 形 態	委託
処理する廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ
処 分 先	可燃ごみ：十津川衛生センター 不燃ごみ：株式会社南都興産

・ 処分業許可業者の施設

名称	所在地	処理する廃棄物の種類
十津川村衛生センター	奈良県吉野郡十津川村大字小原２２５番地Ⅰ	可燃ごみ
八光海運株式会社	大阪府南河内郡河南町大字一須賀４５３番地Ⅰ	し尿
株式会社南都興産	奈良県御所市大字蛇穴４０６番地Ⅰ	不燃ごみ、資源ごみ
野村興産株式会社	奈良県宇陀市菟田野大澤５５番地	特殊ごみ

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

該当物	収集運搬方法	最終処分方法
し尿 浄化槽汚泥	概ね月 1 回収集 (委託)	養父市衛生公園で低希釈二段階 活性汚泥法で処理 (委託)

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の状況

種類	件数
収集運搬業	1
浄化槽清掃業	1

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(3) 収集運搬計画

種類	令和 6 年度(実績値)	令和 8 年度(推計値)
	村収集	村収集
し尿	13,000 ℓ	13,000 ℓ
浄化槽汚泥	166,000 ℓ	160,000 ℓ
合計	179,000 ℓ	173,000 ℓ